

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置

2021年12月10日

在ブリスベン総領事館

12月9日、日本政府は水際対策強化に係る新たな措置を決定しました。
この決定により、豪州から日本へ帰国、再入国等する方への検疫措置の変更はありません。豪州から日本へ帰国される方の検疫措置は引き続き以下のとおりです。

1 ニューサウスウェールズ州（NSW）、北部準州（NT）からの全ての入国者・帰国者

検疫所が指定する宿泊施設で6日間の待機、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受け、検査結果が陰性であれば、その後の14日目までを自宅等で待機。

2 首都特別地域（ACT）からの全ての入国者・帰国者

検疫所が指定する宿泊施設で3日間の待機、入国後3日目に改めて検査を受け、検査結果が陰性であれば、その後の14日目までを自宅等で待機。

3 NSW州、NT州及びACT以外からの全ての入国者・帰国者

入国後14日間の自宅等での待機。

本措置に関する詳細は以下の外務省海外安全ホームページのリンクをご確認下さい。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C155.html